

# 令和3年度磐梯町家庭ごみ収集カレンダー(上半期)

燃やせるごみ	毎週	月・金	曜日
	※可燃ごみ(燃やせるごみ)は収集日が祝日も収集します。		

- ごみは指定日の朝6時から朝8時30分の間に指定のごみステーションに出してください。
- 可燃・不燃・プラごみは市販の透明、半透明のごみ袋で出してください。
- 町で収集するのは一般家庭から出るごみです。※農業や事業所から出たごみは対象外です。
- 詳しい分別の仕方は「磐梯町ごみ分別ハンドブック」をご覧ください。
- 家電リサイクル法対象製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)や、パソコン類・消火器・小型プロパンボンベ容器等鋼鉄製品は粗大ごみとして収集しません。

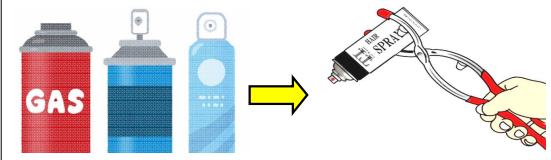
収集月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
資源物	びん類・ペットボトル ペットボトルはキャップ・ラベルをとり、水洗いしてください 	7日 21日	5日 19日	2日 16日	7日 21日	4日 18日	1日 15日
	紙類 種類ごとに紙ひも又は、紙袋にまとめてください 	14日	12日	9日 30日	14日	11日	8日 29日
	缶類 水洗いしてからアルミとスチールに分けてください 	28日	26日	23日	28日	25日	22日
	プラスチック製容器包装 汚れているものは水洗いしてください 	1日 8日 15日 22日	6日 13日 20日 27日	3日 10日 17日 24日	1日 8日 15日 29日	5日 12日 19日 26日	2日 9日 16日 30日
燃やせないごみ		13日	11日 25日	8日	13日 27日	10日	14日 28日
粗大ごみ (長さ1.8m以下、重さ50kg以下のもの)		27日		22日		24日	
スプレー缶・カセットボンベ 中身を使いきり、穴を開けてください 		27日	18日	22日	20日	24日	21日

## 重要 お知らせ

令和3年度から、ごみ収集中の火災事故を防止するため、スプレー缶やカセットボンベ類の収集日を新たに設けました。日程を確認し、ごみ出しをお願いいたします。

不燃ごみの袋に、スプレー缶やカセットボンベ類が混入している場合は回収しませんので、一度持ち帰り分別の上、指定された日に再度お出しいただきますようお願いいたします。

スプレー缶・カセットボンベは、これまで同様に使い切り、必ず穴開けをお願いいたします。



**紙類の分別を徹底し、可燃ごみの減量を図りましょう!**


お問い合わせ先  
磐梯町役場町民課生活環境係 TEL 74-1215

📍 10月から3月までのごみ収集日は裏面をご覧ください →

# 令和3年度磐梯町家庭ごみ収集カレンダー(下半期)

燃やせないごみ	毎週	月・金	曜日
	※可燃ごみ(燃やせるごみ)は収集日が祝日でも収集します。 ※年末年始(12月31日~1月3日)は収集しません。		

- ごみは指定日の朝6時から朝8時30分の間に指定のごみステーションに出してください。
- 可燃・不燃・プラごみは市販の透明、半透明のごみ袋で出してください。
- 町で収集するのは一般家庭から出るごみです。 ※農業や事業所から出たごみは対象外です。
- 詳しい分別の仕方は「磐梯町ごみ分別ハンドブック」をご覧ください。
- 家電リサイクル法対象製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)や、パソコン類・消火器・小型プロパンボンベ容器等鋼鉄製品は粗大ごみとして収集しません。

収集月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源物	びん類・ペットボトル ペットボトルはキャップ・ラベルをとり、水洗いしてください 	6日 20日	3日 17日	1日 15日	5日 19日	2日	2日 16日
	紙類 種類ごとに紙ひも又は、紙袋にまとめてください 	13日	10日	8日 29日	12日	9日	9日 30日
	缶類 水洗いしてからアルミとスチールに分けてください 	27日	24日	22日	26日	16日	23日
	プラスチック製容器包装 汚れているものは水洗いしてください 	7日 14日 21日 28日	4日 11日 18日 25日	2日 9日 16日 23日	6日 13日 20日 27日	3日 10日 17日 24日	3日 10日 17日 24日 31日
	燃やせないごみ	12日	9日	14日 28日	11日 25日	8日 22日	8日
粗大ごみ (長さ1.8m以下、重さ50kg以下のもの)	26日	30日				22日	
スプレー缶・カセットボンベ 中身を使いきり、穴を開けてください	26日	30日	21日	18日	15日	22日	

## 重要 お知らせ

これまで粗大ごみとして回収してきた自動車用タイヤは、令和4年4月から回収しません。  
 不要なタイヤは令和4年3月の粗大ごみ収集日までにお出しいただくようお願いいたします。

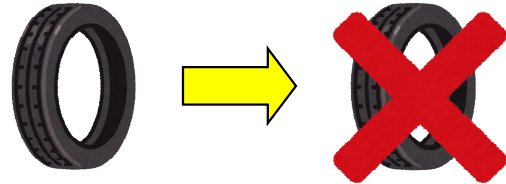
令和4年4月以降は、販売店に処分をご依頼いただきますようお願いいたします。

農業用機械等のタイヤ・クローラは、事業系ごみになりますので、農機具販売店に処分をご依頼いただきますようお願いいたします。

令和4年3月まで  
収集します

→

令和4年4月以降  
収集しません



紙類の分別を徹底し、可燃ごみの減量を図りましょう！

お問い合わせ先  
 磐梯町役場町民課生活環境係 TEL 74-1215